

「秋のレビュー」（3日目）
若者就職支援に関する事業
（地域若者サポートステーション関連事業）

平成25年11月15日（金）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：藤城行政改革推進本部事務局次長

評価者等：佐藤評価者（とりまとめ）、赤井評価者、清水評価者、土居評価者、水上評価者

府省等：厚生労働省、財務省主計局

○藤城次長 お集まりの皆さん、ありがとうございます。それから、このニコ動をご覧になっていらっしゃる方、ありがとうございます。

これから、1つ目の「若者就職支援に関する事業」のコマを始めますが、その前に、共通の留意点だけを申し上げます。

全体の進行は冒頭に事務局、それから、担当の省庁の方、御説明を簡潔にいただきまして、その後、論点ごとに、基本的には議論をしてまいります。

発言のある方は、恐縮ですが、ネームカード、ネームプレートを立てていただければ、こちらのほうから指させていただきます。

それから、先ほども申し上げましたけれども、この議論の様子は生中継がされております。常時、メールやツイッターで御質問、御意見を募集しておりますので、論点ごとに御意見をいただければ、昨日、一昨日もそうですけれども、積極的に紹介をしていく方針でありますので、どうぞふるって御参加をお願いします。

なお、資料、それから、評価者のお名前などはホームページに掲載をされております。

あとは、ちょっと番組宣伝ですが、きょうの19時20分からラップアップのセッションとして、いわば東西の学生対抗レビュー合戦のような番組を用意しております。東京大学の学生さんと阪大の学生さんに来ていただきまして、正に自分で実際に事業を見ていただいた例とか、レビューシートを見ていただいた例に基いて議論する番組がございます。こちらのほうもお楽しみに。

なお、これまで、評価者の皆さん、それから、事務局は、二度にわたって各省さんに足を運んでいただいて、ヒアリングをさせていただいたり、あるいは質問事項に答えていただいたり、現地の調査、あるいは外部有識者の皆さんだけの内部での議論などを経て、この本日に臨んでいます。このわずかな時間だけで、そんなことを決めるのかとか、議論ができるのかというお話がよくありますけれども、実はここに至るまでには相当の準備期間を、それは担当の方も含めて準備をしてくれていますので、その上での議論だというふうに御理解をいただきたいと思えます。

それでは、本筋に入りますが「若者就職支援に関する事業」、いわゆるサポステ等の事業であります。まず、事務局から簡潔に説明をお願いします。

○事務局 簡潔に御説明を申し上げます。

「若者就職支援に関する事業」ということで、26年度要求48億円、ニート対策で要求が

上がってきております。問題が何点かあると思っております。まず、PDCAの観点でございますけれども、今、フリップで見ていただいている右上ですが、円グラフがあります、進路決定者の内訳。サポステでは、進路決定者、進路を決定するまではサポステが卒業者がどうだったかを把握する仕組みがありますが、では、実際に、例えば就職した後でどの程度定着しているかとか、そういったことについてはなかなか把握ができていないのが実情でございます。

また、全国に160箇所あるサポステについて、どこがパフォーマンスがよくて、悪くて、では、それをどうやって改善していったらいいのか、あるいはそれを集約して、各サポステに謹呈していく仕組みがうまく機能していないのではないかというふうに見ております。

これから、またより本質的な、きちんと有効に機能しているのかという点についての御説明でございますけれども、同じフリップの左側の四角の中に点線で囲ってある数字がございます。これはサポステの新規登録者数、平成24年度4～8月までの実績でございます。これは1万2,000人なのですが、その方の内訳でございます。それが下の棒グラフなのですが、状態3～5という方が結構多く、この方々はどのような方々かと申しますと、状態3の方は進路についての方向性が見えてきている。情報収集をできる状態。状態5の方は、進路決定などした状態でございます。

したがって、こういった方々というのは基本的に自力で就職できるような方々ですので、ハローワークとかで対応が可能ではなかろうかというふうにご検討をしております。状態1、2の方々について、どうかといいますと、次のページを御覧いただきますと、これは静岡県の例なのですが、実はそのサポステは4箇所ございますが、実はその地方公共団体も独自に赤い星で記しているようなサポート施設がございますし、また民間支援機関、NPOでも独自に、自力で取り組んでいるところもございます。

さらに、フリップ1枚おめくりいただきまして、今、申し上げたようなことは、この紙の①～③なのですが、④につきましては、今、臨時国会で法案が出ております生活困窮者自立支援法という法案が出てございまして、生活困窮者に対する就労支援等を行うということで、この区分に属されるニートの方々については、こちらのほうで国の手が差し伸べられるということになっております。

1枚おめくりいただきます。

今、申し上げたようなことがこのポンチ絵に出ておりますけれども、ニート等の支援、まず国につきましては、若者ハローワークもございまして、また新しくできる生活困窮者支援の枠組みもございまして、また、地方公共団体、NPOでも同様の取組が行われてございまして、それでは、一体、このニート等支援はどのような形で行っていくべきか、そもそもこの事業の在り方について、御議論いただければと思っております。

以上でございます。

○藤城次長 それでは、続きまして、冒頭説明を厚労省さんから、3分ぐらいでお願いし

ます。

○厚生労働省 厚生労働省の職業能力開発局キャリア形成支援室長の浅野でございます。地域若者サポートステーション事業などについて、御説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の厚生労働省配布資料の2ページでございますけれども、事業の背景や概要についてお示しをしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

この地域若者サポートステーション事業でございますが、若者の数が減る中で、ニートなどの若者の数が高止まっているということから、平成18年度から実施をしているものがございます。

実施の仕方といたしましては、国が直接行うのではなくて、地域におけるニーズを踏まえて、地方自治体からの推薦、要望を受けて、民間の団体、若者の支援のノウハウを持っているようなNPO法人などがございますけれども、こういったところをお願いをして実施してもらっているところでございます。若者を何とかしたい、若者のために一肌脱ごう、そういう篤志家のような人たちが実施をしてくれているといったところでございます。

この事業の支援対象者でございますけれども、このペーパーの左側の四角の中にありますように、働きたいけれども、どうしていいかわからない、あるいはコミュニケーションが苦手であるとか、就職に向けて進む上で課題があって1人では前に進めない、そういう若者たちでございます。

この地域若者サポートステーションでございますけれども、2つの役割が大きく分けてございます。1つ目は支援そのもの、2つ目はネットワークでございます。1つ目の支援でございますけれども、支援メニュー、図の真ん中のほうにありますけれども、まずは専門的な相談によって問題点を洗い出す、目標、課題の設定。それから、次いでステップアップと書いてあるところですが、仲間とともに声を出すようなレベルから、コミュニケーション訓練などを行って、さらに職場体験などを経て、心配だったけれども、やってみたら何とかいったといったような体験なども経て、自信を取り戻して、自ら求職活動を行えるようにするといったような流れでございます。

それから、もう一つの役割でございますが、ネットワークの構築と、それから、様々な機会の働きかけ、つなぎ役のような、そういうものでございます。この図の下のほうに色々な機関を並べておりますけれども、ここにございますような機関とネットワークを構築しまして、連携を取りながら支援を行って、地域における支援を効率的、効果的に進める、そういうような役割も果たしているところでございます。

この事業におきます成果指標でございますけれども、進路を決定した者の数を用いております。右側のほうにグラフがございますけれども、私どもとしてはPDCAについてもしっかり行っていると考えておまして、その結果、このように伸びておまして、昨年度は、進路決定者数、約1万5,000人というふうに成果を上げているというふうに考えているとこ

ろでございます。

この事業でございますけれども、去る6月の14日に閣議決定されました日本再興戦略にも記載されているものでございますし、また、安倍総理、それから、稲田再チャレンジ担当大臣が御出席になった再チャレンジ懇談会などでも高く評価いただいているなど、政策的に重要性の高い事業だというふうに考えております。

最後に、再チャレンジ懇談会で、サポステを経て、再チャレンジに成功したという若者が言った発言を紹介して終わりにしたいと思います。

「いきなり就職を目指して一步を踏み出すには、ものすごい勇気と力が必要になります。しかし、社会復帰＝就職活動とは考えず、まず自分に合った一步を踏み出すところから始めることが大切です。私の場合は、その一步が地域若者サポートステーションに通うことでした。とても小さな一步かもしれませんが、私にとっては職場体験先企業へ、そして社会と自分をつなぐ大きな一步でした」。

彼はサポステがなかったら今の自分はなかったというふうに言っています。

私からの説明、冒頭は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○藤城次長 ありがとうございます。

この点につきまして、事業目的に沿ったPDCAサイクルがちゃんと回った運営がされているか、それから、本事業以外にも生活困窮者支援等が充実する中で、この事業が有効かと、この2つの論点を一緒に議論したいと思います。

もしよければ、これは現場をご覧になった清水さん、最初の質問をお願いできますでしょうか。

○清水評価者 私のほうはサポステ調布、サポステ三鷹、中央センター、3箇所を視察させていただきました。

調布のほうは、市の要請があって開設されているということもありまして、市の持っているビル、この中にはハローワークもあったのですが、そこは隣接しない別のフロア、産業振興センターの中に、奥のほうにあるという、そういうふうな位置にございました。

サポステ三鷹のほうは、これはかなり繁華街に近いところで、一見、町の不動産屋さんみたいなところの間口の狭いお店風のステーションと、そういう状況でございました。

行ってみての感想なのですが、ニーズはあるということ、あと、PDCAサイクルも一応回っているというふうに思いました。進路決定者数という目標が掲げられておりまして、それに向けての努力、それから、そのモニターは中央センターがやっているということでもあります。

一方で、もう一点なのですが、そこを委託されているのは、いずれもNPO法人でありました。いずれも、これらの法人は自主事業をやっている、同種事業をやっているとい

うことをございました。それらはジョブトレ、あるいはベーカリーという形でしたけれども、いずれも受益者負担、ないしは地域の支援を受けながらの独立採算制であって、フォローアップ事業もやっている、そういうふうな状況にございました。

以上のことから、ハローワークに行けない人たちを受け入れる窓口としては必要があるというふうには思いましたけれども、それがサポステ事業として必要なかどうかということについては疑問を感じております。つまり、地域的には非常に少ない、偏在している状況であります。それと、もう一つはハローワークの1コーナーとしてのほうが、むしろ利便性はよいのではないかということです。それから、あとは、進路としても、やはり非正規雇用が多く、進学・就労支援等の誘導が多いということで、全般的なニート対策になっている。そういうふうなことから、この事業の在り方ということ自体を見直していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○藤城次長 今のはかなり意見だったと思いますけれども、幾つかハローワークの1コーナーではだめなのかとか、あるいは事業の在り方としてどうなのかというような、こういう御質問に近いものもあったと思いますが、何か御説明していただけることがあれば。

○厚生労働省 それでは、今、仰ったうちの地域的に少ないのではないかとということと、ハローワークの1コーナーでよいのではといったことについて、お答えさせていただきたいと思えます。

地域若者サポートステーションは全国に160ございますけれども、160だけで実施をしている訳ではございませんで、拠点はそれだけなのですが、サテライトを設けましたり、あるいは出張相談をするという形で、地域のニーズに応えようということで実施をしているところがございます。

それから、ハローワークの1コーナーでよいのではということもございますが、この地域若者サポートステーションにいらっしゃる方の中には、ハローワークに行こうと思っても、ハローワークには仕事を探している人たちがたくさんいて、そこに行くことができないであるとか、あるいは今、ハローワークの中で行っている支援の中では、サポステが対象としているような人たちに対する支援を行えないような状況でございます。こういったようなことはできないというふうに考えております。

○厚生労働省 1点補足させてください。ハローワークとの関係のつながりではなくて、色々な同種の、実は支援機関というのはある訳ですが、ひきこもり対策だとか、子ども・若者対策とか。そういったところの中、全体をつなぐネットワークの拠点という位置づけがこのサポステに与えられている。そういうところで、必ずしも、他の類似の機関ではできないものがこのサポステで対応して初めてハローワークに最後はつながるような形になっ

ているというような面もありますので、ハローワークのところに集約するというよりは、別の、全体、地域の中における1つの拠点として置くほうが、むしろ事業としてはうまくいくのではないかというふうに思っております。

○藤城次長 ありがとうございます。

コメントが多数来始めているようですね。幾つか紹介してください。

○事務局 事務局から、寄せられましたコメントについて、御紹介します。

多数寄せられておりますけれども、まず、やはり社会に出ていたにもかかわらず、何でニートになってしまったのかというところから、まず解き始める必要があるのではないかというのが1つ。それから、是非どれくらいのニートが社会復帰できたかということは本当に調べてほしいというものがありました。

本日も御紹介していきますので、どんどんお寄せください。よろしく申し上げます。

○藤城次長 今のあたりは正に事業の検証に関心を持たれた御質問のような感じがしましたね。

水上さん、いかがでしょう。

○水上評価者 基本的に、先ほど特定の非常に役に立ったという方のトピックをお話されていて、そういう方はいらっしゃるのだらうなと思うのですが、行政事業レベル的には、特定のトピックがありましたという話ではなくて、事業全体としてどうかという議論をさせていただきたいと思います。

行政改革推進本部事務局配布資料の1ページで、事務局からも指摘されていましたが、先ほど、若者のサポートステーションに来られる方の中には、ハローワークにはなかなか行けない人もいるという話をされていたのですが、全体として見ると、別にハローワークでもいい人のほうが比率としては多いというのがこのページの基本的な説明だと思うのですが、その点についてはいかがなんでしょうか。

○厚生労働省 こちらの図のほうに、行政改革推進本部事務局配布資料の1ページでございますけれども、状態の3、4、5と示しておりますけれども、3、4、5とも、自信がないであるとか、コミュニケーション能力が低いとか、サポステの支援が必要な者であるということございまして、具体的に例を挙げてみますと。

○水上評価者 すみません、ちょっと。ごめんなさい。そこまでで聞きたいのですけれども、それはハローワークのレベルが低いという話をしていませんか。だって、この3、4、5の人たちはハローワークの対象だし、4はハローワークで求職登録している人なのです

よね。それにもかかわらず、ハローワークではだめなのだというのだとしたら、ハローワークの改革をしなければいけないという議論なのではないですか。

○厚生労働省 ハローワークは、働く意志と能力がある者を対象に支援を行っている訳でございますけれども、例えばハローワークに求職を登録しているような人であっても、ですから、形式的に見ると、求職活動を行っているということになりますが、動き始めようとしても、つまずいてしまう、モチベーションが維持できないとか、あるいは登録しても応募できないとか、あるいは生活サイクルだとか、別の問題があるとか、そういう意味では、求職活動をし続ける上では、前に進むためにはサポステにおける支援が必要な者、そういうような者を対象にしておりまして、サポステの支援が必要ないような方については、地域若者サポートステーションに来られましても、そこで、改めて支援をしたり、あるいは改めて登録者として数えるといったようなことはしておりません。

○水上評価者 ちなみに、来られた方の中で、では、ハローワークに行ってくださいと言った人は何人ぐらいいるのですか。

○厚生労働省 すみません、私どものほうでは、地域若者サポートステーションで支援を受けるということで、登録した方については、今、数字は色々持っておりますけれども、そうでない方については、今、ちょっと手元には持っておりません。

○水上評価者 いや、手元にないというところまでいいです。今の議論を確認した上で、意見として申し上げますと、それはやはりハローワークの質的な転換が求められているという御主張をされているのだと思います。つまり、今のハローワークでは、ニーズと供給の間にミスマッチが一部あると。ハローワークに登録しても現実にはなかなか進められないという方が存在していると。だから、ハローワークの在り方について、もう少し改善しなければいけないという議論であれば、それはそうなのかなと思いますが、屋上屋を重ねて、もう1個別の支援が必要で、そのために拠点をつくらなければいけないということについては、あまり説得的な説明であるようには思えませんけれども、いかがですか。

○厚生労働省 ハローワークのスキルを上げるというようなことは日夜やらなければならないことだと思っています。ただ、この人たちが、つまり、サポステの支援対象者がハローワークに行った場面というのを考えてみますと、ハローワークというのは、基本的に仕事したいが仕事がないという非常に、そういう切迫した熱気の中で職業紹介、職業相談が行われるという場であります。そういう状況の中で、その場にそもそも行くこともできない、あるいは行って、一旦は登録したけれども、なかなかその1回もう相談を受けただけでも萎えてしまう。実際、そのタイプの方がすごく多いと。

○水上評価者 すみません、今、状態1～6についてというのの状態3とか、状態4とか、状態5の説明というのは、例えば、状態3は進路についての方向性が見えてきて、情報収集をできる状態のことを状態3と言っていますね。4というのは進路への方向性が見えてきた上で、ハローワークで求職登録し、求職活動を開始する、ジョブトレーニングなどを開始するなど、進路決定に向けて具体的に動き始めることができる状態というのをそもそも定義されているではないですか。その定義に当てはまっている人のほうが大半だという話をしているのに、その定義に当てはまっている人の中でも、実際は全然だめなのですよという話をされると、では、その定義は何だったのですかということになると思います。

○厚生労働省 この定義自体、地域若者サポートステーションの内部で使っているものでございますので、分かりにくいところもあるかと思いますけれども、状態3につきましては、例えばインターネットなどで、職業など求職の情報の収集はできるけれども、でも、それが進路決定するための行動には全くつながっていない。そういう意味では、サポステにおいて行動につなげるための支援が必要という、そういうような方。

それから、状態4は、ハローワークに形式的には求職登録していても、繰り返しになりますけれども、動こうとしてもつまずいてしまう、モチベーションが維持できない、あるいは応募できない、あるいは生活面だとか、別の課題がある。そういう意味では、動き続けるためには、サポステにおいて支援を受ける必要があると、そういうような者でございます。

また状態の5でございますけれども、これは形式的に見ると、在学中であるけれども、中退見込みであるとか、あるいは形式的に見ると、ちょっとぐらいは働いたこともあるということであっても、働こうと思っても勤めても退職してばかりいるとか、働こうと思って、そこが決まっても行けないとか、そういうような人がこの状態5に当たる。ですから、サポステにおいて支援を行う必要があるという、そういう者でございます。

○水上評価者 最後は意見なので、お答えいただかなくていいですが、例えばハローワークに来られた方で、実際に情報収集をしているのだけれども、本当は自信ないのではないのですかとか、形式的に登録しているけれども、本当に大丈夫なのですかと聞けば、それは心配だと言う人が大半だと思いますけれども、それは全部サポートステーションの対象ですと言い始めると、ありとあらゆる人をサポートステーションの対象だということになってしまって、では、全部サポートステーションでやりますかと、ハローワークは要らないのですかという話に基本的にはなってしまうのであって、そこは選別するのであれば明確に選別しなければいけないし、選別できないのであればハローワークの中でやるべきだということに私はなると思います。

○藤城次長 今のは御意見なので。佐藤さん。

○佐藤評価者 まず、事実関係で確認させていただきたいのですけれども、厚労省さんから出している資料の2ページですが、この中で特にうたわれたのは誘導、連携というところだと思うのですけれども、もうちょっと具体的に、これは外部の機関、例えば学校との連携というときに、例えば学校の中で中退者がいて、その人が実はもう家にひきこもっているらしいという、何らかのそういう通報を受けると、このサポートステーションの方がそこに出かけて行って何らかの面談をすとか、そういう形で引き上げるという意味での連携なのか、どういう意味なのかということと、商工会、商店街との連携というのは、これはまた、例えば職業訓練とか職場体験とかというところを、何か特定の、そういう商工会とかの協力のもとにやっている、何かそういう組織立った、体系立った、そういう連携というものがあるのか。これはどういうイメージを持ったらよろしいのかということと、それがなぜハローワークではなくて、サポートステーションだからできることと。あるいはなぜ自治体ではなくて、なぜサポートステーションだからできることというふうに理解したらいいのかということについて、教えていただければと思います。

○藤城次長 お願いします。

○厚生労働省 連携と申しましても、様々なものがございまして。ただ、連携に当たっては、地域若者サポートステーションを中心に協議会をつくりまして、その中で、どことはどのような形で連携をしていくと。そのためにはどういうスキームをつくるといったようなことをお互いに決めつつ、それにのっとった形で連携をしているところでございます。ですから、例として挙げられました学校との連携でございますけれども、仰ったような情報を得て、そこに行くというものもございまして、また中退者についての情報を共有するといったような連携もございまして。あるいはサポステについて知ってもらうという、そういう軽い連携もございまして。

それから、商工会、商店街等でございますけれども、仰ったように、職場体験のようなものが多うございますが、そういったようなものもあります。

○佐藤評価者 もうちょっと具体的に聞きたいのですけれども、例えば連携というときに、その場で何か協力をお願いしますという意味での連携と、何らかの協定みたいなもの、取り決め事を結んで、例えば商店街と取り決め事を結んで、例えばサポートステーションにいる若者のうち、毎月、何人かをそちらに派遣するので職場体験をお願いします、そういうある種、継続性を前提にした連携は組織的な連携とはかなり違うと思うのです。その辺の、もうちょっと具体的に、どういう組織的な連携というのはできているのかという、そういうベストプラクティスとか、事例というものを、積み重ねというのを、この中央セン

ターというところで、何らかの形で行っていらっしゃるのか、その辺どうでしょうか。

○厚生労働省 仰ったような組織的な取り決めをした上での連携というものをやっているところがございます。またベストプラクティスの話でございますけれども、中央センターのほうで、ここはいいというような事例を集めて、全国の地域若者サポートステーションに提供しているところがございます。

○佐藤評価者 例えばその中でいうと、非常に効果的な連携の事例を1つ、挙げていただけるようなものは何かありますか。

○厚生労働省 たくさんございますけれども、例えばものづくりなどが非常に盛んな地域において、サポステにやって来た人に対して、市のほうでもそのものづくりの体験をするような機会を商工会だとか、そういったようなところが提供して、それがその後、その人の自信にもつながり、また仕事にもつながったという、そういうような例がございます。たくさんございます。

○藤城次長 ここでまた、コメントがたくさん来ているようですから、紹介させてもらいましょう。

○事務局 非常に身近な話題ということで、どんどん寄せられておりますので、御紹介していきたいと思えます。

まずは、やはりバイトからというのも、これもありなのではないか。バイトからということからでいいのではないかというのは複数寄せられております。それから、まだ設立されていないところへの設立ということであれば、これは賛成であるという御意見。それから、新規の設立ではなくて、やはり既にある機関の充実が先なのではないか。ハローワークに新しい窓口をつくれればいだけなのではないかということも一方ではありました。

以上です。

○藤城次長 今、連携の話とか、役割分担の話が色々出てまいりました。ハローワークも熱気を帯びた求職者だけではなくて、今は、そういう意味では更生保護施設の方だとか、大学などの方も、学生さんなども相手をしていますね。色々な方を受け入れるような形にもなってきていて、必ずしも単純な二分法になっているのかなというところはちょっとファクト、御存じない方もいらっしゃるので、ある程度、事実を踏まえながら議論が進められればなとは思っております。

もともとの論点として、PDCAサイクルの活用というのがどうなっているか、それから、先ほどのダブリ感というか、色々なものが出てくる中での事業の有効性、これが論点であ

りますので、もう一度、それを再確認した上で、土居さん、お願いします。

○土居評価者 そもそも、このサポートステーションの支援を、これは支援するところの部分については、厚生労働省から、全額国費で、対象となるステーションの運営に携わる団体にお金を出しておられるということで、これはよろしいですね。

○厚生労働省 全額国費ではないのです。国の委託事業ではありますけれども、地方自治体と、いわば共同して実施していただくということで、自治体側も一定の負担をしていた上で、共同という形を採っています。

○土居評価者 共同ということは補助率何%だとか、そういうことなのですか。

○厚生労働省 自治体のほうからは、地域の実情に応じて、自治体の判断で、ここは必要だということを措置しているということでございます。

○土居評価者 ですから、厚労省として支援する部分というのを自治体と協議しながら、ある種、役割分担を考えつつ、厚労省として出すと決めたところについては、補助率2分の1とかというような形ではなく、全額国費を出すということな訳ですね。

○厚生労働省 国のほうと地方自治体との間で、役割分担みたいなものを考えていて、国はある意味で全国一律の、いってみれば標準仕様のようなものを御用意申し上げる。それはサポステの規模によりまして、若干その額は変わりますけれども、基本的には定額で流すと。地方は、それを見て、地方で別途上乘せで何をやるか、併設で何をやるかということを考えていただいて、自治体としての判断で一定の費用を出していただくという形です。

○土居評価者 そういたしましたときに、行政改革推進本部事務局配布資料の2ページの資料ですけれども、静岡県の例がありまして、地元の自治体とは、それなりの役割分担を考えながらなさっておられるという御説明だったのですけれども、よく見てみますと、例えばこの資料の真ん中の静岡地域若者サポートステーションは、これは受託団体が青少年就労支援ネットワーク静岡ということですね。ところが、その同じ団体は、またこれは別の地域で、例えば浜松市では浜松市の委託事業を受託されている。これ自体、別に問題だと言っている訳では決してありません。さらには、また違う静岡県東部も、静岡県の委託事業を受託されておられる。受託されること自体は問題ではないのですけれども、この厚労省と静岡県、ないしは浜松市との対応関係、これがどういうふうになっているのか。

先ほど仰ったように、浜松市には、またこれサポステがある訳です。浜松市の中にサポステがあって、違う受託団体なのだけれども、それはそれとしてなさっておられるが、静

岡市にあるサポステと同じ受託団体が浜松市の委託事業としてやっておられるという、そういう関係になっているというところを見ると、あまりきちんと役割分担が整理されているとは、どうも見えないのですけれども、その点はどうなのでしょう。

○厚生労働省 もともと、この青少年就労支援ネットワークというところがNPOの一つだと思いますが、このパーソナルサポートであるとか、青少年の支援だとかということを手がけて、そういったノウハウを蓄積されてきたと。そういうところが、例えば静岡県東部であったり、浜松であったりというところで、サポステと色々な連携、協働をする中で、色々なノウハウをさらに高める。例えばサポステのほかの地域支援機関にない要素として、多分キャリアコンサルティングというのがあると思うのですが、そういったものも、こういう受託団体として立ち上がっているネットワーク静岡というところが、徐々にノウハウを身につけることによって、真ん中のこの静岡のサポステを担うだけのノウハウを身につけるに至ったというふうな時系列的な関係なのかなと思っております。

○土居評価者 ただ、そうは言っても、今、ある種併設というか、併設って、別に2つあるからいかんとかそういう意味ではなくて、2つ実際存在することは間違いないと。経緯は経緯だけれども、お金の出し方として、引き続き、これでいいのですと。静岡県はこういうふうな状態になっているのですけれども、これでいいのですと。ほかにもっと工夫する余地などは基本的にはないのですと。そういうことなのですか。

○厚生労働省 そもそも、サポステを設置するに当たっては、自治体から、その地域でどういうふうなネットワークでもって若者を支援するかというようなことを出してもらっていて、それを私どものほうに明らかにしてもらった上で推薦をしてもらうという形になっておりまして、その段階で整理はなされていると。

それから、今、具体的に挙げられました2つの支援センターでございますけれども、具体的には、静岡県東部の青少年就労支援センターは、これは15～64歳までのホームレスの支援をしているところでございます。それから、浜松市パーソナルサポートセンターは、これも15～64歳までの生活困窮者に対する就労支援をしているところでございます。そういう意味では、ニートなどの若者の支援を行っているという、そういうような施設であるとは、これについては言えないというふうに思います。

○土居評価者 ただ、年齢でそこまで輪切りにできるのですかね。もちろん、これは若者の就労支援だという事業だから、当然この事業の対象としては年齢である程度区切るといふことにせざるを得ないという制約はあるのかもしれませんが、就労支援というものは、別に25歳になったから直ちにもうその対象ではありません、あなたは違いますという、そんな話では、基本的にはないのではないですか。

○厚生労働省 いや、有識者を前に口幅ったいのですが、我々は就労支援といっても色々なものがあると思っています。生活困窮者、今、法案を審議していただいていますけれども、そういった人たちは、非常にまず経済的な困窮状態があって、まず福祉施策に何とかしてほしいということで来る訳です。そういう人たちに福祉政策で対象にして支援しつつ、他方で自立を図っていただくというときのアプローチと、もともと何となく、今のままではずいなど思いながら、でも、親の庇護のもとでも、例えば経済的には困窮しない状況の中で社会に参加できないでいる人たち、こういう人たちの意欲を喚起しながら、社会に参加できるような道を開いていくというアプローチ、これは多分専門性が全然違うのではないかと、こう我々は思っています。

○土居評価者 いや、そこで、行政改革推進本部事務局配布資料の4ページなのですけども、確かに今までは、そういう福祉的な、つまり福祉事務所に行くと、福祉的な施策でという対応しかなかなかできないというようなこともあったのだらうと思いますけれども、今、ちょうど生活困窮者自立支援法が提出されて、これは通るのではないかと期待されている訳で、もし、この法案が通った場合、このサポステの役割というのは何か変わるということはあるのですか。

○厚生労働省 サポステの役割というのは特に変わらないと思っております。と言いますのは、生活困窮者支援施策において対象にしているのは、現に経済的に困窮している者であって、福祉面のサポートが必要な、そういうような人でございます。実際に、今、サポステに来ている人たちがそうなのかというと、サポステの利用者のほとんどはこの対象にはなりません。それから、先ほど御説明をしたときに、年齢も申し上げましたが、中身が違うということも申し上げたつもりです。ホームレスであるとか、あるいは生活困窮者であるとか、支援の内容が違うということでございます。

○藤城次長 今の話は何かデータがあるのですか。つまり、生活が困っている人は1人もいませんと仰ったのは、所得なりを確認しているとか、何かそういうのがあるのですか。

○厚生労働省 地域若者サポートステーションのほうで把握をしております。地域若者サポートステーションの利用者のうちの3%の方が現に経済的に困窮している方だという、そういうデータを持っております。

○藤城次長 50分ぐらいにはシートをまとめていただくことを目途に議論を進めてまいりたいと思います。

赤井さん、どうぞ。

○赤井評価者 今の話とも関わるのですけれども、これは事業の評価をするということなので、この事業は多分重要、必要だということになると思うのですが、費用に見合うだけの便益があるのかという観点から見るとした場合に、まず、今、仰ったように、生活困窮者支援とは別のもので、対象者も違うということで見れば、まずは生活には、今、困っていない若者だということになります。そこにどのぐらいのお金をかけて支援をするのかというのが1つです。

今は生活に困っていないけれども、将来、何も仕事もしないまま巣立っていくと、日本社会にとってどのような影響があるのか。多分そういう影響も考えられてもこの支援だと思うのですけれども、今までの事業をされてきて、コストに見合うだけの便益はありますかというような質問に対しては、どのようにお答えになりますか。

○厚生労働省 私どもとしては、コストに見合う便益があると思っております。

○赤井評価者 いや、それはどういうふうにも実証される訳ですか。

○厚生労働省 具体的には、進路決定した人間の数ということではありますが、実際に毎年、新規登録した者と、毎年、進路決定まで行った者との割合を見てみますと、大体3万人のうちの半分ぐらいが進路決定まで行っていると。この進路決定した者の中身は、そちらで御用意いただいた資料の中にもありますが、行政改革推進本部事務局配布資料の1ページですか、正社員であったり、正社員でなかったり、あるいは訓練中の者であったりということはある訳ですけれども、正社員以外の者も含めて、労働市場に参加している者については、少なくとも、そういう意味でアクティベーションが図られたという形だと思います。

○赤井評価者 この数字がここには出ている訳ですけれども、その費用、これは20億円とかのは出ていましたか、に対して、この人数、どの人数ぐらいあれば価値があるのか。逆に言うと、1人当たり、どのぐらいの価値を見出すのか、就職させることによって。幾らかかっても就職させるのが望ましいというふうに、そう評価する人もいるかもしれないのですけれども、そのあたりはどのように評価されているのでしょうか。

○厚生労働省 同じ就職させるにしても、かなり、この人たちが就職させるに当たって、難しい人たちであるということはもう御理解いただいていると思います。ですから、1人を就職させるのに、訓練などを通じてどのくらい費用がかかるかというようなことと比較すべきものだと思いますが、例えば職業訓練、求職者支援訓練といった色々なツールを通じて就職させる場合に1人当たりどれくらいかということ考えた場合に、サポステを使った場合の費用が特に高いということではないというふうに理解しています。

のですけれども、様々な方法がある中で一番いいやり方なのかという議論があると思うのですが、まず、どれくらい難しいかという議論は一旦置いておいて、形式的にコストだけを見たときに、ハローワークの就職と、この若者サポートステーションの就職というのは、それぞれ、1人の人の進路を決定するのに幾らぐらいかかるのですか。

○厚生労働省 申し訳ございません。ハローワークのほうについては承知をしておりますけれども、私ども地域若者サポートステーションのほうでは、1人当たり、平成24年度は約13万円かかっているところがございます。13万円で、将来、生活保護に陥るような、そういうリスクを防ぎ、かつ若者。

○水上評価者 すみません、まず質問に答えてください。ちょっと疑問だったのですけれども、先ほど、ハローワークと比べてもそんなに高いことはないと言っていたから比較で聞いたのです。高いことはないと言っていたということは、ハローワークのほうのコストも把握されているのかなと思ったので聞いたのです。

○厚生労働省 すみません。手元に具体的な数字の資料を今、持ってきていないので、記憶で申し上げているのですが、ハローワークで就職支援をして、就職を実際にされる方というのも色々ある訳です。ハローワークで職業相談をやって、紹介して、無事、就職できる人もいれば、訓練を経て初めて、その訓練を3カ月なり6カ月やった上で就職できる人もいます。当然、後者のほうがお金はかかっている訳です。国費という意味では投入されている。訓練をした人たちのことを考えてみると、大体、訓練一月当たりでも、求職者支援で言えば、例えば生活支援給付10万円出るとかいうことを、大体ざくっと考えてみた上で、明らかにサポステのほうで、先ほど彼女が言いましたように、1人当たり十数万というオーダーでした。

○水上評価者 すみません、では、職業訓練した人と比べたら高くないですよという話をされたのですね。では、職業訓練していない人と比べたら高いのですね。

○厚生労働省 それはやや高いかもしれません。私は直感で申し上げます。

○水上評価者 数字がわからないけれども、高いはずなのです。

○厚生労働省 私が申し上げたいのは、職業訓練する人たちよりも、さらにこの人たちは手間のかかる人たちだろうということです。

○水上評価者 すみません。一旦、そこまででいいです。

次、就職と進路決定者数で、これは速報値のほうは1年の成果ではないですけども、4～8月までの実績があるのですが、これと初来所時の状態との間の比較をしたいのです。この5,946人のうち、状態1とか、状態2だった人、最初の時点で、というのはどのぐらいいるのですか。

○厚生労働省 すみません、今、ちょっと手元にその数字を持っておりません。

○水上評価者 ある意味で、ずっと議論の前提は、このサポートステーションで就職させている人は、ものすごく難しい人だからコストがかかるのだという前提をされているのではないですか。逆に言うと、そうでなかったら、こんなにコストをかける必然は基本的にはないですね。すごく難しいからこそかかるのだと言われるのですね。そして、難しいかどうかのメルクマールとして、自ら状態1～5までの定義をされているのですね。だとしたら、PDCAをするときに、状態1や2の人がどれだけ就職できたのかというPDCAがされないと、事業の本質的な成果は図れていないことになると思うのですけれども、いかがですか。

○厚生労働省 確かに、仰る点の、1～5までのレベルの違いに応じて、困難度も違うのだらうということは、それは恐らくそうだろうと。そういった状態ごとにどういった成果が図れているかということは、改めて指標として、我々も設定すべきだなと思っています。

○水上評価者 それを逆に普通に考えると、状態3～5の人のほうがマジョリティだったら、普通は、この5,946人はほとんど状態3以上の人なのではないですか。

○厚生労働省 状態5は、これは数字が取り方に、やや自分たちでやっぴながらあれなのですけれども、不正確な部分がありまして、在学中で、初めて来た人たちが全部状態5に入ってしまったのです。

○水上評価者 自分でやった定義が変だと言い出すのはやめてもらえませんか。

○厚生労働省 ちょっと設計が悪かったので、やや、そこは多目に出ているということは改めて申し上げておきたいのですが、いずれにしても、先ほど来、何度も申し上げているように、3とか4の人たちも、3はハローワークまで行けている訳ではありませんし、4は行っても、結局、戻ってきてしまっているという人たちでありますので。

○藤城次長 彼は今、そういうことを仰っているのではなくて、この程度ごとにどういう成果が上がっているかということをも分知りたくて、今、聞いていたんです。

○厚生労働省 それは先ほど申し上げたように、改めて確認する必要があると思っています。

○藤城次長 先ほどの繰り返しですね。

ニコ動からコメントが来ていますので、それを紹介してください。

○事務局 今度は、やはり進路が決定した後、その人たちの離職率というのがわかるのかどうか、それが大事なのではないかというのがありました。

それから、半分しか就職していないということは、そのほかはどうなっているのかという疑問です。

あと、都会と地方で、やはり雇用先が大分違うので、特に地方のほうは大変なのではないかという御意見。

あと、そもそも、年齢で区切っているというところが区切るということ自体がどうか、そういうことは社会の考え方としてどうかという御意見もありました。

以上です。

○藤城次長 今、半分の方は、結局、では、どうなっているのかというのは御質問だと思うので、ちょっと補足してもらえますか。

○厚生労働省 サポステのほうで相談をして支援をする中で、この人はここのサポステとは別のこういう機関に行って支援を受けることが適切だという方がいらっしゃることもわかります。そういった方については、別の専門のところに、リファーと呼んでおりますが、誘導をするといったようなことをしております。すべての方を、色々な専門家は取り揃えておりますけれども、この地域若者サポートステーションで支援しているという訳ではなくて、その方にそれぞれ合った支援先を御紹介しているといったような、そういう役割も果たしているところでございます。

○藤城次長 ありがとうございます。

佐藤さん。

○佐藤評価者 この論点2の事業の有効性に係る質問なのですが、事業は有効だったというのは、多分そうだと思うのですが、ただ、事業の有効性というのは時代とともに変わるでしょうと。恐らく、事業を始めた当初、つまり平成18年ですか、あのころは、多分、こういうのは先駆的な事業だったのかもしれないのですが、やはり先ほどから指摘があるように様々なNPOとか自治体とかが似たようなことに取組始めたし、それから、恐らく、

これはサポートステーションの貢献だったのかもしれないのですが、ネットワークというのでできると、そうすると、国としては出口戦略というのを考えなければいけないのではないかというのが素朴な疑問として出てくるのです。

というのは、様々なニートの方がいて、やはりきめ細かいサービスが要るときに、きめ細かいケアができるのは、やはり、つまり地元の人たちであり、NPOであり、やはり地元密着型の対応というのを求められると思うのですが、この辺に至って、例えば国自体がいまだに、こういうニートに対してケアを続けるというか、参画していく地方自治体やNPOにはないメリットというのは一体どこにあると考えたらよろしいのでしょうか。

○厚生労働省 この地域若者サポートステーション事業では、国自らが事業を行うという形ではなくて、地域の実情を踏まえて、地域で若者の支援などを行っているNPO法人などに委託をするような形で、事業を実施しているところでございます。

○佐藤評価者 もちろん、それはわかっています。ただ、その委託というときに、主体になっているのはもちろん国ということになりますので、普通、例えば自治体がそういう委託を行って、それに対して国が、例えば何らかの形で補助という形で財政的な支援をするという枠組みというのは何となくわかるのですけれども、そうではなくて、ある意味、こういうサポートステーションというのは国が委託をするという形で、自治体との協働とはいえ、やはり前面に出ていっているということになると思うのですが、もう少し地方自治体や、商工会とか、地元の人たちにやってもらって、それを国が補助金という形で、あるいは交付金という形で、後ろから支えるというやり方とか、何かもう一歩引いた対応というのもできるのではないかと思います。

○厚生労働省 先ほどの繰り返しになりますけれども、国では、こういった若者に対して絶対に必要だという基盤的な、そういう部分を担っているということでございます。背景に社会環境の変化があり、また放置しておく、将来、生活保護に陥ってしまう可能性もある、そういう中で、自立すれば社会の支え手にもなる、そういう人を育てていくということは、これは国の責務であるという、そういう考えでございます。

○藤城次長 清水さん。

○清水評価者 実際、拝見したところによりますと、先ほどちょっと委員からも発言がありましたけれども、生活困窮者なり、ニートなり、ひきこもりとか、色々な類型がありますけれども、それが明確には区別できていないというお答えだったと思うのです。まずはやはり受け付けるというふうなことをされているということだったと思います。

それで、3回を上限に相談して、どうしても手に負えなかったら、別のところにリファ

一すると、そういう御説明だったと思うのです。そういうことで、割と色々な方がいらっしやる。それで、それをさばくものだから、結構、予約申し込みが殺到していて、1カ月2カ月待ちの状態であるというふうなことだったと思うのです。

お金を付けて人数を増やせば、それはさばけるかもしれないのですけれども、こういうふうなやり方が果たして有効なのかどうかというところに、私は少し疑問を感じる、そういう印象でした。

○厚生労働省 仰るように、区別が難しいところはあるかとは思いますが、ただ、それぞれの人が抱える課題によって、その支援の専門性があるということも事実でございます。

それから、何回か話を聞いた上でというのはというお話でございましたけれども、話も聞かないで、あなたはこっちとかという訳にはいかないということもございます。また、表面上、これが課題だと、仕事を探したいと言っても、実は別の問題があるから、わざわざ地域若者サポートステーションにやって来ているかもしれない。そういう意味では、相談はお受けをして、お話をお聞きした上で判断をしているという、そういうことでございます。

○清水評価者 有効だと思うのですけれども、ただ、お金に見合った有効性があるのかどうかということだと思うのです。決して、無意味な事業ではないとは思っているのですけれども、そこまでお金をつぎ込む必要があるかというふうなことで疑問を感じるという趣旨です。

○藤城次長 それは先ほどの私の5分でわかるというところの、どれもいいことだけでも、どうやって優先順位を考えようかというテーマに、多分絡んでいるのでしょね。制度官庁がちょっと一言言いたいということですよ。

○制度官庁 事実関係の確認なのですけれども、基幹的なもの、ほとんど国のほうから国費として出していると思うのですが、地方から相乗りで出している部分もあると仰っていただきましたけれども、比率的に、私ども数字を把握していないのですが、どの程度、地方で出している部分というのは本当にあるのございますか。

○厚生労働省 地方でどのぐらい出しているかというのは、地方自治体の考え方によって様々でございます。その意味では一概に言えませんが、その地方から、自治体からお金をもらっているサポステで、平均的なところでは100万、200万とか、そういったような金額でございます。

○制度官庁 いえ、総額、今回、国から出ている事業費との対比で、地方から幾ら出ているのですかという質問です。

○厚生労働省 ちょっと計算しますが、費用を出しているというだけではなくて、自治体で持っている施設を使ったりとか、色々な便益を提供する形でやっている部分もありますので、一概に金額だけの比較はできないと思います。

○藤城次長 そこはただ割合でいいのですけれども、大体とんとんぐらいのイメージなのか、国が3分の1ぐらいなのか。つまりサポステというこの国の事業だけを見て判断は多分難しいから、全体で、このサポートステーション的なお仕事というのは、日本国でどれぐらい行われているのだろう、その中で、国がこれぐらいを担っているのか、みたいなのは多分納税者の皆さんの関心事だと思うのですね。そのあたり、イメージをお持ちですか。

○厚生労働省 サポステは、繰り返しになりますけれども、あくまでも雇用対策の新しい類型のものという位置づけでやっております。雇用対策については、やはり全国一律である部分については国の責任だというのが私どもの考え方でございまして、そういう意味で、自治体と国とで役割分担すると。国と自治体と、先ほど室長が申し上げましたように、その地域によって、費用負担の割合は違ったりする訳ですが、トータルで見れば、それは国のほうが大きいということになります。

○藤城次長 では、土居さん、最後に。

○土居評価者 意見だけ申し上げたいと思います。

先ほど、今、国会で審議中の生活困窮者自立支援法との対応関係で御説明があったのですが、やはり腑に落ちないのは、これは意地悪く言えば、福祉事務所、要は旧厚生省の所管の局のもの、こちらは旧労働省のものというようなおいがまだ残っている。もう少し、省庁一緒なのですから、そこはシームレスにやったらどうだと。わざわざ御丁寧に、7月31日に、地域若者サポートステーション事業と、生活困窮者自立促進支援モデル事業等々の関係という通達まで出て、いや、これとあれは違うのだというふうなことまでやっていらっしゃる訳ですけれども、これとあれとは違うのだというのは、もちろん役割分担を考える上では必要かもしれませんが。

よくよく考えてみれば、年齢できちんと、39歳までという話にしていいのかどうかという、先ほどのニコ動からのコメントもありましたし、本当に地域若者ステーションでしかできないことなのか、それとも、結局、この自立支援法ができて、NPOへの委託をすることになったりすれば、結局、生活困窮者支援も、ある種、ニート等支援と一体的に同じNPOがやるというようなことにすれば、別にサポステはサポステ、困窮者支援は困窮者

支援といって、別々にやらなくても一体的にできたりするのではないかというような、そういう可能性はもっともっと模索してもらいたいと思います。

○藤城次長 今のは意見ですので。それでは、数字の集計ができたようです。まず数字の集計をここで発表させていただいて、とりまとめのコメントはみんな手書きで書いているものですから、それを集約するのは1コマ後にやらせていただきます。では、数字をお願いします。

○佐藤評価者 では、すみません、とりまとめの方させていただきます。

論点1の「事業目的に沿った適切なPDCAサイクルの活用による事業運営が行われているか」ですが、「行われている」という方はゼロ。「行われているとは言い難い」という方が5名、「行われているとは言いがたい」という方の改善策の具体例ですけれども、「イ、サポートステーションの就労状況の把握」という方が2名、「ロ、各サポステの実績の把握、評価」という方が3名。「ハ、グッドプラクティスの共有」という方が2名でありました。「その他」という方が2名いらっしゃいました。

続きまして、論点の2「本事業以外にも、セーフネット事業の拡充や地方及び民間による取組が進んでいる中、事業は有効といえるのか」ですが、「有効」という方がゼロ、「有効とは言いがたい」という方が5名、「有効とは言いがたい」という方の中での改善策ですけれども、「地方自治体及び民間支援団体の支援」という方が4名、「生活困窮者自立促進の枠組みで対応」という方が2名、「その他」という方が2名でありました。

以上です。

○藤城次長 ありがとうございます。

それでは、ここで、この議論、一旦切りまして、とりまとめるのは1コマ後で発表します。インターネットで全部流れていますので、そちらのほうで、また御確認をいただければと思います。

それでは、担当者の方、ありがとうございます。

時間がちょっと3分遅れぐらいになっておりますが、今日はびっしりやりたいというふうに宣言しておりますので、担当者の方が次の医療サービスの方と入れ替わられた段階で、続けてコマを始めさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。よろしくをお願いします。

(その後に発表されたとりまとめコメント)

○佐藤評価者 では、若者就職支援に関する事業のとりまとめ案文をお話したいと思いますが、その前に1点、先ほどのとりまとめ集計につきまして訂正があります。

論点1の事業目的に沿った適切なPDCAサイクルの活用による事業運営が行われているかですが、「行われているとは言い難い」という方の5名の中で「二) その他」という方は先ほど2名と発表しましたが、1名ということで修正をお願いいたします。

では、とりまとめ案です。以下のとおりになりました。

地域若者サポートステーション関連事業については、対象や地方自治体等の役割分担が明確ではなく、また事業の有効性、費用対効果に関して説得的な分析もなされておらず、PDCAサイクルの活用による適切な事業運営がおこなわれているとは言い難い。

今後、各サポステの実績の把握、評価や、サポステ卒業者の就労状況や、その後の継続性についての把握等に取り組むべきではないか。

本事業以外にも地方自治体及び民間による取組、生活困窮者自立促進支援の枠組みづくりが進められている中、事業は有効とは言い難く、事業に終期をもうけるなど、事業の出口戦略が必要ではないか。

なお、学校連携事業については、ニート予備軍をサポステに誘導するような面があり、この点については見直しが必要ではないかということになりました。

以上です。